



自主的な介護予防活動をしている団体を応援します！

～宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金のご案内～



宇治市では、運動などの介護予防となるような自主的な活動を継続して行っている団体に対し補助金を交付します。

令和 7 年 4 月改正

<対象団体>

- (1) 代表者を含め 5 名以上の宇治市民が主たる構成員であり自主的に運営されていること。
- (2) 宇治市内を活動拠点とし、かつ宇治市内で活動していること。
- (3) 政治活動、宗教活動または営利を目的とせず、暴力団もしくはその統制下の団体ではないこと。

※趣味活動や習い事、競技を主目的とした活動は対象になりません。

<対象要件>

運動、栄養、口腔、認知症予防等の介護予防となるような自主的な活動とします。

以下の要件をすべて満たす活動です。

●活動頻度

原則として、1 回あたり2時間を目安として、概ね週 1 回、または月4回以上の定期的かつ継続的な活動を行っていること。

●参加者

毎回、5人以上の参加が見込まれ、その半数以上が 65 歳以上の宇治市民であること。

●活動内容

体操、栄養、口腔等の介護予防や健康づくりに効果が期待される運動を必ず毎回 30 分以上実施していること。

●その他

他制度による助成金、補助金等を受けていないこと。

<対象となる期間>

交付決定日以降から翌年3月31日まで。

毎月 20 日までの申請で翌月 1 日付交付

前年度 3 月 31 日までの申請は 4 月 1 日付で交付

※交付決定日前の経費は認められません。

必ず裏面もご覧ください

<交付の対象となる経費と限度額>

- ・原則、実際に支出した経費を年間の活動終了後に後払いします。(100 円未満は切り捨て)
- ・申請は 1 団体につき年度内 1 回限りです。
- ・対象団体が利用できる経費と限度額は以下の通りです。

経費	内容	限度額
使用料及び賃借料	・会場使用料 ・光熱費(エアコン代など)	40,000 円
報償費	・介護予防活動(速めのウォーキングと同程度の運動)を実施する外部講師(上限 20,000 円)	
保険料	・ボランティア保険料など	

宇治市では新規活動団体を応援しています!

開始準備費用として補助金利用が通算 2 回までの団体は以下の経費も対象となります。



- ・開始準備費用(通算 2 回まで)の対象経費と限度額は以下の通りです。

経費	内容	限度額
備品購入費	・事業活動に必要な物品代 (概ね単価 10,000 円未満)	20,000 円
消耗品費	・文房具やプリンターインク、アルコール消毒液などの購入 ・運動資料や補助金申請書の控えのコピー代など	

◆重要◆

以下は補助対象外ですので、ご注意ください。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ・飲食料費 | ・電話代 |
| ・普段の活動会場以外の会場費
(団体構成員の自宅など) | ・インターネット代 |
| ・交通費 | ・汎用性の高い物品(パソコンなど) |
| ・景品 | ・娯楽、趣味の要素が強い講師謝礼 |

- ・詳細は「宇治市介護予防に資する通いの場活動支援事業補助金申請の手引き」をご参照ください。
- ・初めて申請する場合や内容について質問がある場合などは、ご来庁前に下記までご連絡ください。
- ・予算上限に達した場合、受付を締め切る場合があります。

宇治市長寿生きがい課 介護予防推進係 0774-22-3141(代)内線2080